

## IASB会議報告(第121回から第123回まで)

IASB(国際会計基準審議会)の第121回の臨時会議が2010年6月23日に、第122回会議が、2010年7月19日から23日の5日間にわたってロンドンのIASB本部で、さらに、第123回の臨時会議が2010年8月3日に開催された。

第121回会議は、IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)の合同会議(テレビ会議)で、保険会計について議論が行なわれた。

第122回会議のIASBのみの会議では、リース(FASBとの合同会議報告でまとめて報告)、連結、金融商品(分類及び測定 金融負債(公正価値オプション))、金融商品(償却原価及び減損)、金融商品(ヘッジ会計)、料金規制活動(rate regulated activities)、金融商品の資本と負債の区分、概念フレームワーク(測定)、法人所得税、国際会計基準(IAS)第29号(超インフレ経済下の財務報告)の改訂、IFRSアドバイザリー委員会(従来の基準諮問会議(SAC)が改称)の前回会議報告、年次改善及びIFRS解釈指針委員会(従来の国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)が改称)の活動報告が議論された。一方、FASBとの合同会議では、保険会計及びリースが議論された。IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。

第123回会議は、IASBのみの会議で、金融商品(償却原価及び減損)及び金融商品(ヘッジ会計)が議論された。

本稿では、これらの議論の内容を紹介する。なお、第122回については、から、及び のみについて紹介している。

### 第121回臨時会議(2010年6月23日)

#### IASBとFASBの合同会議

##### 1. 保険会計

今回は、2010年7月末までに公開草案を公表するため、保険会計のみについて議論が行われ、保険契約に含めるべきキャッシュ・フロー、アンバンドリング、包括利益計算書での表示及び残余マージン又は複合マージンに対する利息の認識の4つについて議論が行われた。なお、公開草案は、2010年7月30日に公表されている。

##### (1)保険契約に関連するキャッシュ・フロー

保険契約の測定に際して用いるキャッシュ・フローの範囲に、保険契約の履行につれて発生するすべての将来キャッシュ・アウト・フロー及びキャッシュ・イン・フローを含めるべきという前

提でこれまで議論が行なわれてきたが、一部のボードメンバーから含めるべきキャッシュ・フローの範囲をより制限すべきという考え方が示されていたことから、今回、どのようなキャッシュ・フローを含めるべきかについて議論が行なわれた。

議論の結果、保険契約のポートフォリオの測定には、当該ポートフォリオから生じる増分キャッシュ・フローの予想現在価値（the expected present value of the incremental cash flows）のみを含めなければならないとすることが暫定的に合意された。さらに、キャッシュ・フローの見積りに関するガイダンスでは、次の点を明確にすることとされた。

- (a) 当初認識時には、既存保険契約の全期間にわたって生じるすべてのキャッシュ・フローを含める。
- (b) 当該キャッシュ・フローは、保険者の視点を反映する。
- (c) ポートフォリオレベルで増分となるが、個別のポートフォリオに配分する必要があるキャッシュ・フローと 保険契約の下での活動に関連しない一般間接費（general overheads）をどのように区別するか。このために、スタッフには、他の I F R S の費用に関するガイダンスを用いることが要請された。

さらに、上述の目的に鑑みて、次のキャッシュ・フローは、保険契約の測定に含まれるであろうことについて留意された。

- ・ 有配当保険契約において、保険者が契約者に対して支払うことを予定している有配当給付金（期待値）
- ・ 保険契約を販売、引受及び契約させるための増分コストで、実際に契約された保険契約に関するコスト。また、両ボードは、これらのコストが、個別契約レベルでも増分コストかどうかを決定しなければならないことを暫定的に決定した。

## (2) アンバンドリング

I A S B と F A S B の 2010 年 5 月の合同会議では、「保険契約の構成要素は、当該契約の他の構成要素から独立して機能する場合にはアンバンドルしなければならない。構成要素は、当該契約の他の構成要素と重要な相互依存関係がない（not significantly interdependent）場合に、独立して機能する。」という点に暫定合意し、この「重要な相互依存関係」の概念をさらに明確化することがスタッフに指示されていた。

今回の議論では、5月会議での指示を受け、スタッフからは、次の要因は、他の構成要素と重要な相互依存関係がない場合を示すものとして最終基準の中に追加することが提案された。

- (i) 構成要素が保険者を、I F R S 第 4 号の「金融リスク（financial risk）」の定義を満たすリスクにのみさらす。
- (ii) 当該構成要素について、観察可能な市場又は市場価格が存在する。
- (iii) 保険防御（insurance protection）の提供に関連しない又は方向性で整合しない方法で、保険契約のキャッシュ・フローを変える。

- (iv) 米国会計基準の ASC トピック 944-20-15 で特定されている特性に従う勘定残高を表示する。

議論の結果、スタッフの提案とは異なり、次のようにすることが暫定的に合意された。

- (a) ある構成要素が、保険契約全体のキャッシュ・フローに変動性をもたらすが、それが、保険防御の提供の一部とは考えられないリスクに対応するかどうか、を出発点として、アンバンドリング原則を開発することが、スタッフに指示された。
- (b) 検討の際には、次のような要因も考慮すること。
- (i) 引出し又は償還によって契約価値の一部又はすべてを獲得できる保険契約者の能力
- (ii) 構成要素によって移転されるリスクの性質（例えば、それらのリスクは、主として金融リスクなのかどうか）
- (c) 上記のような概念に基づくアンバンドリング原則が達成困難であることが判明した場合には、「重要な相互依存関係」に基づいて、改めて、アンバンドリング原則の可能性を検討する。
- (d) 保険契約をいつアンバンドリングするかに関するガイダンスも公開草案に含める。

### (3) 表示

包括利益計算書での表示については、これまで議論してきた要約マージン・アプローチを採用することが暫定的に合意された。

このアプローチは、次のような特徴を持つものであり、具体的な表示例は図表のとおりである。

- ・ リスク調整（図表では、リスク・マージンとして表示）の期中の変動及び残余マージンの変動が明示される。
- ・ 見積キャッシュ・フローと実際キャッシュ・フローとの差額が「経験調整（experience adjustment）」として表示される。
- ・ 見積キャッシュ・フローの変動が、「見積の変動（changes in estimates）」として表示される。
- ・ 保険負債の金利が表示される。

このような表示を行なう結果、次の取扱いが行われる。

- ・ 受取保険料は、預金と同じように取扱われる。
- ・ 保険金費用、クレームハンドリング費用その他契約関連費用は、預金の返済と同じような取扱いとなる。

また、これに伴い、受取保険料や新契約費などの費用に関する情報は、注記によって提供されることになる。

【図表】包括利益計算書の表示

	<i>Inception</i> 1 Jan	<i>six months</i> to 30 Jun	<i>six months</i> to 31 Dec
Risk margin		21	26
Residual margin		2	2
<b>Insurance margin</b>	<b>0</b>	<b>23</b>	<b>28</b>
Experience adjustment		(10)	(10)
Changes in estimates		(20)	0
<b>Net gain at inception</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
Investment income		40	38
Interest on insurance liability		(25)	(23)
<b>Net interest and investment</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>15</b>
<b>Profit</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>33</b>

#### (4) 残余マージン・複合マージンに係る利息の認識

残余マージン及び複合マージンに対して利息を認識するかどうか、認識する場合どのようなレートを用いるかが議論された。

議論の結果、次の点が再確認された。

- (a) I A S B は、残余マージン及び複合マージンに対して利息を認識する。その際には、契約当初の金利をロックインして、その後の期間にわたって適用する。
- (b) F A S B は、残余マージン及び複合マージンに対して利息を認識しない。

## 第122回会議（2010年7月19日から23日まで）

### I A S B 会議

#### 1. 連結

今回は、報告企業の仕組企業への関与に関する開示の拡大の可能性、非支配持分の連結グループ活動への関与の開示及び仕組企業の発起人となるリスクの開示の3つについて議論が行われた。今回の議論で、公開草案に関するコメントの検討は終了した。

#### (1) 報告企業の仕組企業への関与に関する開示の拡大の可能性

I A S B は、報告企業に対して、財務諸表の読者が、報告企業が仕組企業に関与すること

によって生じるリスクの性質及びその変動を理解することに役立つ情報の開示を求めることを2010年1月の会議で暫定合意している。この開示は、金融危機に際して仕組企業に関する情報が不足しているとの指摘を受けて、このような需要に緊急に対応する目的で、提案しているものであるが、このような開示は、仕組企業以外に対するリスクに対しても求めるべきではないかとの指摘を受けて議論が行なわれた。

議論の結果、次の2点が再確認又は暫定的に合意された。

- (a) 報告企業が関与することによって生じるリスクの性質及びその変動に関する情報の開示は、仕組企業に対する関与のみに限定すること。
- (b) 報告企業の仕組企業に対する関与は、仕組企業のリターンの変動性に報告企業がさらされている場合には、契約があるもののみならず、契約のないものも対象に含めること。

### **(2) 非支配持分の連結グループ活動への関与の開示**

非支配持分を持つ子会社で、連結グループ活動に重要な役割を果たしているものに関する情報を開示すべきかどうか議論された。

議論の結果、報告企業にとって個別に重要である非支配持分を有する子会社に関する次の情報を開示することを、報告企業に求めることが暫定的に合意された。

- ・ 子会社の名称
- ・ 設立国又は所在国
- ・ 非支配持分への当期純利益の配分方法及び、所有持分に比例する配分と異なる場合には、非支配持分によって保有されている議決権の比率、及び
- ・ 要約財務情報

### **(3) 仕組企業の発起人となるリスクの開示**

報告企業が発起人となって仕組企業を設立したために、報告日時点で継続的関与がない場合でも、報告企業がさらされているリスクがあることが、今時の金融危機によって注目されるようになった（これらは、「風評リスク」とも呼ばれている）。このため、このような非連結仕組企業に関する情報を開示すべきかどうか議論されてきていた。

今回、このような開示を求めるべきか、求めるとするならば、どのような情報の開示を求めるかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 報告企業は、自らが発起人となった非連結仕組企業で、継続的関与を有しないものに対して、次の事項を開示しなければならない。
  - (i) 発起人となったときに仕組企業から受領した収益
  - (ii) 報告企業又はその他の当事者が、仕組企業に資産を譲渡した時点での資産の帳簿価格
- (b) 上記開示に当たっては、他の様式がより適切である場合を除き、表形式で表示しなければ

ばならず、活動を適切なカテゴリー（仕組企業のタイプ又は報告企業を異なるリスクに  
さらず資産）に分けて示さなければならない。

- (c) 報告企業は、仕組企業の発起人となるかどうかをどのように意思決定するかに関する方  
針についても説明しなければならない。

## 2．金融商品（金融負債 公正価値オプション）

2010年5月に公表した公開草案（金融負債のための公正価値オプション）のコメント締切り  
期日が2010年7月16日で、それまでに受領した125通のコメントに関する概括的な報告  
及び議論が行われた（今回、暫定合意された事項はない）。

コメントで示された論点には次のようなものがあった。

- (a) 「負債の信用リスクの変動（changes in a liability's credit risk）」という用語  
の意味の明確化。
- (b) 金融負債に関しては、IAS第39号（金融商品：認識及び測定）のほとんどの規定  
を引き継いだこと及び金融資産の測定と金融負債の測定との非対称性の指摘。
- (c) 本プロジェクトと進行中の他のプロジェクトとの関係（概念フレームワーク、財務諸  
表の表示及び保険契約の明確化）。
- (d) FASBとIASBの金融商品プロジェクト間の収斂の必要性の指摘。

## 3．金融商品（償却原価及び減損）

2009年11月に公表した公開草案（金融商品：償却原価及び減損）のコメント締切り期日が  
2010年6月30日で、それまでに受領した179通のコメントに関する概括的な報告が行な  
われた。さらに、2009年11月に組成された専門アドバイザー・パネル（EAP）が20  
10年6月までに行なった6回の会合での議論をIASBのスタッフがまとめた文書について  
の議論も行われた（今回、暫定合意された事項はない）。

コメントで示された論点には次のようなものがあった。

- (a) 予想損失（expected loss）アプローチに移行することへの強い支持。
- (b) 公開草案で示された予想キャッシュ・フロー・アプローチを実務に適用する場合の困難  
性。
- (c) ある測定原則は、記述的すぎ、また、公開草案の他の部分と不整合。
- (d) 金利の付与されない金融商品が主である非金融機関や、投資適格債券ポートフォリ  
オに対する特別な配慮の欠如。
- (e) 過重な負担がかかり、かつ、過大な量の表示及び開示。
- (f) 実務上の便宜は歓迎されるが、より柔軟であるべき。ある種の定義は制限的すぎる。
- (g) 米国会計基準との収斂及びデュー・プロセス準拠の重要性。

## 4．金融商品（ヘッジ会計）

今回は、公正価値ヘッジの表示、ヘッジ対象（ネット・ポジション）及びヘッジの有効性の3つについて議論が行われた。

### (1)公正価値ヘッジの表示

今回は、公正価値ヘッジに対する会計処理及びリンク・プレゼンテーションの2つについて議論が行なわれた。

#### 公正価値ヘッジ

これまでの議論では、ヘッジ会計の手法を、キャッシュ・フロー・ヘッジのメカニズムに統一することが暫定合意され、これに基づいて、ヘッジ会計の簡素化の議論が行なわれてきた。キャッシュ・フロー・ヘッジのメカニズムでは、ヘッジ手段にのみ注目し、ヘッジ手段に生じた損益をいったんその他包括利益（OCI）で認識し、ヘッジ対象の損益が当期純利益で認識されるときに、OCIから当期純利益へリサイクルする手法が用いられる。この暫定合意に対して、この方法を公正価値ヘッジに適用すると、OCIが大きく変動するため資本の部も連動して変動し、財務比率などの計算に影響が出るとの懸念が関係者から寄せられた。これを受けて、今回、この懸念を解消するための方策について議論が行なわれた。

議論の結果、これまでの暫定合意を変更し、次の手法を公正価値ヘッジに適用することが暫定的に合意された。

- ・ヘッジ手段を公正価値で測定することによって生じる損益はOCIで認識し、ヘッジ手段の帳簿価額は公正価値とする。
- ・ヘッジ対象を公正価値で測定することによって生じる損益はOCIで認識し、公正価値の変動は、財政状態計算書上、ヘッジ対象とは独立した項目（資産又は負債）として表示する（したがって、ヘッジ対象の帳簿価額には反映しない）。
- ・この結果、ヘッジ対象及びヘッジ手段を公正価値で測定することによって生じた損益は、OCIで認識されることになるが、ヘッジの非有効部分は、それが発生した時点で、当期純利益で認識される。

上記の取扱いの結果生じる財政状態計算書上の独立項目は、ヘッジ対象に対する評価勘定として捉えることができる。また、これによって、ヘッジ対象を公正価値測定することによって生じる損益が、ヘッジ手段の損益とともにOCIで認識されるため、資本の部の変動を回避することができる。

#### リンク・プレゼンテーション

リンク・プレゼンテーションは、ヘッジ対象とヘッジ手段を財政状態計算書上純額で表示しようという手法である。例えば、ヘッジ対象の簿価が100で、ヘッジ対象の公正価値の変動額で、財政状態計算書上独立科目で表示されている金額が50だとする（ヘッジ対象の公

正価値は150)。その時点でのヘッジ手段の公正価値が140だとすると、財政状態計算書上、次のように表示される。

ヘッジ対象の簿価	100
ヘッジ対象の公正価値変動額	50
ヘッジ手段	<u>-140</u>
純額	10

このような要請は、韓国の造船業者が、受注した造船工事の確定約定を先物為替予約で公正価値ヘッジしている場合に、韓国の通貨が大幅に下落して、大きな為替差額が生じ、これがヘッジ対象及びヘッジ手段に対応する資産及び負債として両建てで認識されることによって、財政状態計算書が大きくふくれあがり、これによって、財務比率が歪んでしまう事態が生じているため、検討が行なわれたものである。

議論の結果、リンク・プレゼンテーションを認めないことが暫定的に合意された。これは、リンク・プレゼンテーションという表示は、リース会計の議論の中で、貸手が履行義務アプローチを採用したときにのみ認めようとしている段階で、その概念が明確化されていないことに起因する。また、財政状態計算書上で関連する資産及び負債を上述のように3段階でグロス表示し、さらに純額を表示することに関する概念的な理由づけや、相殺や認識の中止といった類似概念とどのように関連するかなど、まだ、検討を行っていない部分があり、リンク・プレゼンテーションの利用拡大が、他の項目の表示にも想定外の影響を及ぼすことが懸念された。

## (2)ヘッジ対象(ネット・ポジション)

IAS第39号では、ネット・ポジションに対するヘッジ会計を認めていない。これまでには、閉じたポートフォリオ(ポートフォリオ内の取引が当初から特定されている)を前提に、ヘッジ会計の簡素化の議論が行なわれている。今回も閉じたポートフォリオを前提に議論が行なわれたが、今回は、非金融商品の売買を行なう予定取引(forecast transaction)を例に、ネット・ポジションをヘッジ対象としてヘッジ会計を適用できるかどうか及び ネット・ポジションに対してヘッジ会計を認める場合に、どのようにヘッジ対象を識別するかの2点について議論が行なわれた。

### ヘッジ対象のネット・ポジションへのヘッジ会計の適用

今回の議論では、発生確率がかなり高い予定取引の閉じたポートフォリオを仮定し、それらの取引が異なる期間に発生するものの、それらのネット・ポジションをヘッジ対象としてヘッジを行なった場合に、ヘッジ会計が適用できるかが議論された。

議論の結果、ヘッジ対象のネット・ポジションに対してヘッジ会計を認めることが暫定的に合意された。ただし、この暫定合意は、ネット・ポジションにヘッジ会計を適用することによる帰結を将来スタッフがさらに検討する過程で見直される可能性がある。

### ネット・ポジションへのヘッジ会計におけるヘッジ対象の識別



ネット・ポジションをヘッジ対象とする際、どのような範囲のネット・ポジションをヘッジ会計の対象とするかについて、2つの考え方が検討された。なお、今回のヘッジ会計の議論では、報告企業が有しているリスク管理方針において、ヘッジ会計の方針が明確にされていることが前提となっており、そのようなリスク管理方針に基づいて、ヘッジとして管理されているものに対して、ヘッジ会計の適用を検討している。したがって、2つの考え方は、報告企業のリスク管理方針とリンクしている必要がある。

- (a) 同一報告期間内及び報告期間をまたがる複数のグロスの取引をヘッジ対象として識別する。
- (b) 報告期間をまたがる複数のグロスの取引のみをヘッジ対象として識別する。すなわち、同一報告期間内で相殺される取引は、ヘッジ会計の対象としない。

議論の結果、前者の考え方を採用することが暫定的に合意された。

### (3)ヘッジの有効性

現行IAS第39号のヘッジの有効性評価は、恣意的で、負担が重く、適用が難しいという批判がある。例えば、小規模企業では、ヘッジ関係の文書化及びヘッジの有効性評価を行なう技術を保有していないという指摘がある。また、有効性に関する80%から125%といった明確な規準がルールとして存在しているため、ヘッジ会計が適用される範囲が限定されているとの批判もある。さらに、有効性テストは、事前テスト及び事後テストという2つのテストを求めており、負担が重いといわれている。これらの批判に应运、ヘッジの有効性評価をより簡素化するための議論が行なわれた（暫定合意に達した事項はなく、議論は今後も継続する）。

議論では、ヘッジの有効性評価に当たって、ヘッジ会計が適格となるためには、量的規準（quantitative threshold）のみを満たせばよいか、それとも質的規準（qualitative threshold）のみでよいか、量的規準も質的規準も求めず報告企業のリスク管理方針に準拠することのみでよいか、さらに、質的規準を最低限の要求事項とし、これとリスク管理又は補助的テストを組み合わせる方法がよいかといった4つの可能性が検討された（の考え方に対する支持が多かった）。

さらに、報告企業が有するリスク管理方針に基づいてヘッジ会計の簡素化を図るという観点から、ヘッジ関係を、複雑でないヘッジ関係と複雑なヘッジ関係の2つに分け、それぞれに異なるヘッジの有効性評価を行なうというスタッフからの提案が議論された。前者では、ヘッジ関係が単純であることから、ヘッジの当初には、企業のリスク管理方針に基づいて、有効性に関する質的な評価のみを行い、それ以降の評価においても、リスク管理方針で定義されている規準からしてヘッジ関係が有効でないと判断される場合を除き、質的規準の評価のみを行なう。一方、後者の場合には、ヘッジの当初及びそれ以後も継続して、質的評価に加えて、量的評価も行なう。このように、ヘッジ関係が複雑でない場合には、質的規準による評価のみを行ない、複雑な場合には、量的評価も行なうことで、ヘ

ツジの有効性評価の簡素化を図ろうという提案が示され、議論が行なわれた。

## 5. 料金規制活動

I A S Bは、2009年7月に公開草案（料金規制活動）を公表し、155通のコメントを受領している。提案では、電力やガスといった料金が規制されている企業の活動に関連して、当期に発生した超過コスト（当期の実際コストが予想コストを超える場合）を将来料金に加算して回収できる仕組みを採用している場合に、そのような仕組みから生じる当期発生コストの将来回収予想額を規制資産（regulatory assets）として認識することを提案している。また、これとは逆に、当期の実際コストが予想コストを下回る場合には、将来、この差額を料金の引き下げという形で、消費者に還元しなければならない義務を規制負債（regulatory liabilities）として認識することを提案している。

受領したコメントでは、北米からのコメントの90%以上が規制資産及び規制負債の認識に賛成しているが、その他の地域からのコメントは、ほぼ半々に分れている。このため、今回、このプロジェクトをどのように進めていくかが議論された。

議論では、概念フレームワークに照らして、規制資産及び規制負債を資産及び負債として認識すべきかどうか問われ、ボードメンバーの意見はほぼ半々に分れた。特に、規制資産及び規制負債を資産及び負債として認識すると決定された場合、その帰結は、このプロジェクトに限定されない広がりを持つ可能性があり、慎重に影響を検討すべきという点には、多くのボードメンバーが賛成した。また、カナダが2011年からI F R Sの導入を予定していることから、この問題に関する暫定的な基準を作るべきかどうかについても議論が行なわれた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公開草案の提案に基づいて規制資産及び規制負債を資産及び負債として認識する暫定的な基準を作ることはしない。これによって、いったん資産及び負債の認識を認めてしまうと、将来中立的な立場から検討が行えなくなることが懸念された。
- (b) このプロジェクトのテーマ自体は、非常に重要なので、規制資産及び規制負債を資産及び負債として認識することの概念的裏付けなどに関して、今後もスタッフが検討を行い、将来、I A S Bが検討できる余裕が出た時点で議論を再開すること。

## I A S BとF A S Bの合同会議

### 1. 保険会計

今回は、アンバンドリング、ユニット・リンク契約、短期契約に対する簡素化測定

アプローチ及び 有配当投資契約 (participating investment contract) の残余マー  
ジンの償却の4つについて議論が行われた。

### (1)アンバンドリング

2010年6月23日開催の第121回臨時会議でこの問題が議論され、スタッフに対して、  
キャッシュ・フローの変動性を出発点として、アンバンドリング原則を開発することが指示されて  
いた。その際、もし、キャッシュ・フローの変動性を規準とすることが困難な場合には、重要な  
相互依存関係をベースにしたアンバンドリング原則を開発することも指示されていた。今回、ス  
タッフからは、いずれの方法でも有効なアンバンドリング原則を作ることは不可能であるとして、  
新たに、「保険の範囲と密接に関連する (closely related to the insurance coverage)」と  
いう概念を用いてアンバンドリング原則を作ることが提案された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (IASBとFASBの暫定合意)。

- (a) アンバンドリング原則は、「もし、構成要素が、契約で特定される保険の範囲と密接に関連  
していなければ、保険者は、当該構成要素をあたかも別個の契約のように会計処理し、当該  
構成要素に適用される適合的な基準を適用しなければならない (すなわち、当該構成要素を  
アンバンドリングしなければならない)。」とする。
- (b) 保険範囲に密接に関連していない構成要素の最も一般的な例を明確にする。
  - (i) 次の2つの条件を満たす勘定残高を反映する投資構成要素は、保険範囲に密接に関連  
していない。
    - ・勘定残高が明示的なリターンで貸記される (すなわち、それは、暗示的な勘定残高  
ではない、例えば、契約で明示的に記述されていないレートで、明示的な満期価値  
が割引かれることによって導かれている)、かつ、
    - ・例えば、ユニット・リンク契約の特定プール、インデックス・リンク契約の名目的  
な投資プール又はユニバーサル・ライフ契約の一般的な投資プール勘定などの基礎  
となっている投資の、投資業績に基づく貸記レートで勘定残高に貸記されている。  
当該貸記レートは、保険契約者に、すべての投資業績 (契約手数料及び評価の純額)  
を引き渡すものでなければならない。
  - (ii) 現行の分解ガイダンスに準拠してホスト契約から分離される組込みデリバティブは、  
保険範囲に密接に関連していない。
  - (iii) 保険契約と密接に関連していない物品及びサービスに関連する契約条件で、経済的な  
理由以外の理由で、保険契約と組み合わせられたものは、保険範囲に密接に関連してい  
ない。

### (2)ユニット・リンク契約

ここでは、ユニット・リンク契約に関連する資産の測定のみスマッチ及び ユニット・  
リンク契約から生じる資産、費用及び収益の表示の2つについて議論が行なわれた。

### 資産の測定のみスマッチ

ユニット・リンク契約は、「その便益の一部又はすべてが、内部又は外部の投資ファンド(すなわち、保険者又は第三者によって保有される資産の特定されたプール)の単位価格によって決定される契約」と定義されている。投資ファンドが、保険会社の自己株式、所有者が占有している不動産(ファンドが保有するが、保険者が占有している場合)及び関連会社株式・子会社株式を保有している場合、投資ファンドの単位価格の算定に当たり、次のような測定のみスマッチが生じる。今回、これらにどのように対応するかについて議論が行なわれた。

- (a) 自己株式は、保険会社の資本から控除すべきものとされており、保険会社の保有する資産を構成し得ない。このため、投資ファンドの単位単価の計算には含まれるが、投資ファンドの資産を構成しないという事態が起きる。
- (b) 不動産は、IAS第16号(有形固定資産)の下では、再評価(revaluation)することができるが、再評価損益は、資本の部で直接認識され、当期純利益にリサイクルされることはない。
- (c) 関連会社株式は、持分法で測定されているため、公正価値で測定される投資ファンドの測定と一致しない。また、子会社株式は、個別財務諸表上、取得原価又はIFRS第9号に従って測定しなければならず、公正価値で測定される投資ファンドの測定と一致しない場合がある。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 自己株式については、IASB及びFASBともに、保険者はこれを資産として認識し、公正価値で測定し、その変動を当期純利益で認識することとした(このためのIFRS第9号の改訂の概要が公開草案の付録Cに収録されている)。
- (b) 不動産の測定については、IAS第16号を改訂して、これらを公正価値で測定し、公正価値の変動が、ユニット・リンク契約の保険契約者の資産プールに対する持分に関連する範囲で、当該変動を当期純利益で認識する。公正価値の変動が、資産プールに対する保険者自身の持分に帰属する部分は、OCIで認識する(公開草案の付録Cに収録されている)。なお、FASBは、不動産に関する意思決定を行っていない。
- (c) 関連会社株式及び子会社株式については、特にガイダンスを設けない。

### ユニット・リンク契約の財務諸表での表示

今回、ユニット・リンク契約を財政状態計算書及び包括利益計算書でどのように表示すべきかについて議論が行なわれた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された(IASB及びFASBの暫定合意)。

- (a) ユニット・リンク契約に関する資産及び負債を単一の行項目として表示し、保険者の他の資産と区分表示する。
- (b) ユニット・リンク契約の資産のプールから生じる損益を単一の行項目として表示し、保

険者の他の資産から生じる損益と区分表示する。

### (3) 短期契約に対する簡素化測定アプローチ

今回、短期契約に対する簡素化測定アプローチについて、簡素化アプローチを適用するための規準、新契約費の取扱い及び保険負債に適用する割引率について議論が行なわれた。

#### 簡素化アプローチを適用するための規準

簡素化測定アプローチ（未経過保険料アプローチ）を適用できる保険契約を識別するための規準として、次の2つを設定することが暫定的に合意された。なお、この規準を満たした保険契約には、簡素化アプローチが強制適用される（任意適用とはしない）点が、改めて確認された。

- (a) 保険がカバーする期間が約12か月又はそれより短期であること。
- (b) 保険契約には、分離要求の下で分離されず、保険カバー期間にキャッシュ・フローの変動性に重要なインパクトを与える組込みデリバティブ又は保証を含んでいないこと。

#### 新契約費の取扱い

未経過保険料アプローチの下では、新契約費を次のように取扱うことが暫定的に合意された。

- (a) 保険契約に関連する増分新契約費は繰延べる。
- (b) 当該繰延新契約費を保険事故発生前義務（pre-claim obligation）から控除する（結果として、保険事故発生前負債（pre-claim liability）= 未経過保険料（unallocated premium liability）は、新契約費控除後となる）。

#### 割引率

簡素化測定アプローチにおいても貨幣の時間的価値を考慮することが暫定的に合意された。具体的には、保険事故発生前負債（保険事故発生前義務から将来受取保険料の予想現在価値を控除したもの）に対して金利の発生を認識する。その際には、直近の割引率を用いることが暫定的に合意された。なお、簡素化測定アプローチが適用される保険事故発生前負債は、保険がカバーする期間が約12か月又はそれより短期であることから、通常は、金利は重要ではないと考えられている。

### (4) 有配当投資契約の残余マーゲンの償却

有配当投資契約は、重要な保険リスクを移転する契約ではないが、保険契約と同じポートフォリオのリターンを共有することから保険契約を扱うIFRSの範囲に含めることとされている。したがって、有配当投資契約に生じる残余マーゲンを保険期間に償却する会計処理を適用する根拠は、保険契約と同じ（当初の利益を繰延べ、保険期間にわたって保険リスクの減少にしたがって償却する）とは考えられない。そこで、有配当投資契約の残余マーゲンを投資契約期間にわたって償却すべきか、また、そうするのであれば、どのよう

な根拠に基づくのが議論された。

議論の結果、有配当投資契約において、契約当初に生じる利益は、資産管理サービスに対する対価であると考えられるべきとされ、それ故、そのサービスが提供される期間（すなわち、投資契約の期間）にわたって、次の方法で償却すべきであるとされた。この考え方が暫定的に合意された。

- ・時間の経過に基づいて、
- ・しかし、保険者が、時の経過とは著しく異なるパターンで資産管理サービスを提供している場合には、残余マージンを、管理されている資産の公正価値に基づいて償却しなければならない。

## 2. リース

今回は、リースの公開草案を公表するために残っている問題が議論された。具体的には、

原資産（underlying asset）の購入又は販売契約の範囲除外、サービスとリースを構成要素として持つ契約の貸手における会計処理、企業結合の場合の会計処理、追加開示及び履行義務アプローチと認識の中止アプローチをいつ採用するかに関する適用ガイダンスに関して議論が行われた。今回で議論が終了したことから、今後、8月中旬の公開草案の公表を目指して作業が進められることとなった（公開草案は、2010年8月17日に公表された）。

### (1) 原資産の購入又は販売契約の範囲除外

原資産の購入又は販売とされるリース契約は、新しいリース会計基準の適用範囲から除外することが暫定合意されているが、その後、貸手の会計処理として、ハイブリッド・モデル、すなわち、ある種のリース取引には、履行義務アプローチを、そして、その他の場合には、認識の中止アプローチを用いることに暫定合意したため、このような範囲除外が必要かどうかについて改めて議論が行われた。

議論の結果、購入とリース取引の会計処理には類似性があるものの、オプションなどが含まれている場合には、両者の会計処理に相違が生じることから、原資産の購入又は販売とされるリース契約は、購入又は販売取引として会計処理するという範囲除外を継続することが暫定的に合意された。しかし、これまでに合意されている範囲除外するための4つの規準のうち、契約が資産の見積耐用年数のすべてをカバーすること及び譲渡者が受け取るリターンが固定していることという2つを除外することが暫定的に合意された。この結果、範囲除外となるための規準は次の2つとなる。

- (a) 契約の満期日に、原資産の支配が移転する場合
- (b) 原資産に関連する僅少な金額を除くすべてのリスクと便益が移転する場合

## (2) サービスとリースを構成要素として持つ契約の貸手の会計処理

サービスとリースを構成要素として持つ契約を貸手が有しており、両者の構成要素を明確に区分できない場合に、これら全体をリースとして認識の中止アプローチを適用すると、未履行契約の状態であるサービス構成要素の収益が契約当初の測定に含められ、それに対応するコストが含まれていないため、リース債権が過大に計上されるとともに、リース取引の利得（収益）も過大に認識されることになる。このような事態を避けるためには、貸手は、サービス構成要素を分離できるだけの情報を保有しているはずなので、リース契約上サービスとリースの構成要素が区分されていない場合でも、貸手に2つの構成要素への区分処理を求めるべきということになる。今回は、2010年5月にこの問題が議論された際に、例示を示すべきとされたことを受けて示された例示などを参考に、サービスとリースの両構成要素を明確に分けることができない場合にどのように対応するかに関して、議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) サービス構成要素が契約上明確に区分できていない場合でも両者の構成要素に分けることを求めるかどうかに関しては、IASBは、区分を求めることに暫定合意したが、FASBは、これに反対した。なお、FASBは区分することに反対したが、仮に、区分が行われた場合には、貸手は、両構成要素に対して債権を認識し、履行義務とサービスの両構成要素に対してそれぞれ別個の履行義務を認識すべきと考えている。
- (b) IASBは、リース構成要素は、新しいリース会計基準に準拠して会計処理し、サービス構成要素は、新しい収益認識に関する基準（現在公開中）を適用して会計処理することを暫定合意した。

## (3) 企業結合の場合の会計処理

企業結合が起こった際に、取得企業が取得したリース契約をどのように会計処理するかについて議論が行われた。これまでの議論では、被取得企業が借手の場合、取得企業が、取得した利用権の公正価値を測定することが困難なことなどから、IASB及びFASBともに、取得したリース契約を公正価値で測定するのではなく、企業結合の場合でも、新しいリース会計基準に基づいて会計処理することに暫定合意している。

今回は、FASBがこの問題に関して検討を行なった結果を受けて、IASBもこの内容に合意するかどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

### (a) 被取得企業が借手の場合

- ・ 利用権は、当初認識時、残余キャッシュ・フローを取得企業の割引率を用いて測定した現在価値で測定する。その際には、取得企業の更新オプションや変動リース料の見積りを反映する。
- ・ リース料支払負債は、残余キャッシュ・フローを取得企業の割引率を用いて測定し

た現在価値で測定する。

- ・ 取得企業の用いる金利が市場金利より低い場合には、無形資産を認識する。
- ・ 当初認識時以降は、利用権は、残余リース期間にわたって償却を行ない、更新オプション及び変動リース料（偶発リース料）は毎期末に再評価を行なう。リース料支払負債は、残余リース期間にわたって償却を行なう（支払利息の認識も行なう）。無形資産は、残余リース期間にわたって償却を行なう。

(b) 被取得企業が貸手で履行義務アプローチが適用されている場合

- ・ リース債権は、当初認識時、残余キャッシュ・フローを取得企業の割引率を用いて測定した現在価値で測定する。
- ・ 履行義務は、賃貸料の残余キャッシュ・フローを取得企業の割引率を用いて測定した現在価値で測定する。
- ・ 取得企業の用いる金利が市場金利より高い場合には、無形資産を認識する。
- ・ 当初認識時以降は、リース債権は、残余リース期間にわたって償却を行ない、受取利息が認識される。履行義務は、残余リース期間にわたって履行義務が消滅するのにあわせて償却を行なう（これに伴って収益が認識される）。無形資産は、残余リース期間にわたって償却を行なう。

(c) 被取得企業が貸手で認識の中止アプローチが適用されている場合

- ・ リース債権は、当初認識時、残余キャッシュ・フローを取得企業の割引率を用いて測定した現在価値で測定する。
- ・ 残余資産（residual asset）は、当初認識時、公正価値で測定する。
- ・ 取得企業の用いる金利が市場金利より高い場合には、無形資産を認識する。
- ・ 当初認識時以降は、リース債権は、残余リース期間にわたって償却を行ない、受取利息が認識される。残余資産は、再測定されない。無形資産は、残余リース期間にわたって償却を行なう。

#### (4) 追加開示

2010年6月の合同会議で、貸手の会計処理として、ハイブリッド・モデルを用いること及び購入オプションは権利行使された時点で認識する（リース契約にかかるキャッシュ・フローには含めない）という暫定合意に達したため、これに対応する追加開示が必要かどうかについて議論が行なわれた。

議論の結果、次の開示を求めることが、暫定的に合意された。(a)から(c)は、貸手に求められる開示で、(d)は、借手及び貸手に求められる開示である。

- (a) 貸手がどちらの会計モデルを用いるかに関する会計方針。
- (b) 貸手がどちらの会計モデルを用いるかを決定する際に検討する原資産のリスク及び便益のタイプ。
- (c) 会計モデルごとに貸手が認識した減損額。



(d) 借手及び貸手ともに、購入オプションがある場合には、その存在及びその主な条件。

#### (5) 履行義務アプローチと認識の中止アプローチをいつ採用するかに関する適用ガイダンス

貸手の会計処理にハイブリッド・アプローチを採用することが暫定合意されたため、履行義務アプローチと認識の中止アプローチを、どのような条件を満たしたときに適用するかに関する適用ガイダンスを作成するための議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 貸手は、貸手が、次のいずれかの期間中、重要なリスク又は便益 (significant risks or benefits) を保持しているかどうかに基づいてリース会計の会計処理を決定しなければならない。

- ・ 現在のリース契約の予想リース期間、又は
- ・ 現在のリース契約の期間終了後 (現在のリース契約の後に、複数回の資産のリースを行なうか又は原資産の売却によって重要なリターンを生み出せる期待又は能力がある場合)

(b) 上記(a)の評価に当たっては、借手の信用リスクに関連するリスクは、考慮してはならない。

(c) 上記(a)の判定に基づいて、次の処理を行なう。なお、判定は、リースの当初にのみ行い、それ以降に再評価しない。

- ・ 原資産に関連する重要なリスク又は便益を貸手が有している場合には、履行義務アプローチを適用する。
- ・ 原資産に関連する重要なリスク又は便益を貸手が有していない場合には、認識の中止アプローチを適用する。

(d) 上記(a)のうち、現在のリース契約の予想リース期間の間、貸手が、原資産に関連する重要なリスク又は便益を有しているかどうかを決定するには、次の要素を勘案しなければならない。

- ・ 原資産の利用又は業績に基づいている予想リース期間中の重要な変動リース料。
- ・ 現在のリース期間を更新又は解約できるオプション。
- ・ 現在のリース契約の下で提供されている重要な区分できないサービス (material non-distinct services)。

(e) 上記(a)のうち、現在のリース契約の期間終了後において、貸手が、原資産に関連する重要なリスク又は便益を有しているかどうかを決定するには、次の要素を勘案しなければならない。

- ・ 原資産の耐用年数に比べてリース期間が短いかどうか。
- ・ リース期間満了時に原資産の価値の重要な変動が予想されているかどうか。この評価を行なうに当たっては、貸手は、リース期間満了時の原資産の現在価値と残価保

証が貸手のリスク及び便益へ与える影響を考慮しなければならない。

(f) このほか、次の点。

- ・ 原資産に関連する重要なリスク及び便益に貸手がさらされているかどうかを決定する際には、第三者による残価保証を考慮しなければならない。
- ・ 土地の長期のリースに関する特別なガイダンスは、適用ガイダンスには含めない。

## 第123回会議(2010年8月3日)

### IASB会議

#### 1. 金融商品(償却原価及び減損)

今回は、前回に引き続き、予想損失モデルに関する議論が行なわれ、予想損失を把握するアプローチ及び当初予想損失の配分に関する代替案が議論された。今回は議論が行なわれたのみで、暫定合意された事項はない。

##### (1) 予想損失を把握するアプローチ

受領したコメントでは、予想損失(expected loss)アプローチに移行することへの強い支持があったが、一部には、現行IAS第39号の発生損失モデルを支持する意見や、認識のための最低限のライン(例えば、貸出金からの損失発生の可能性が50%超のもののみを対象とするなど)を設定すべきという意見、さらに、公正価値による測定という意見もあった。また、発生損失モデルから予想損失モデルへの移行は、企業の判断を減損発生の有無の識別から減損の測定へと判断の軸を移すことを意味し、企業の貸出しに関する意思決定のプロセスをより適切に反映することになるというコメントなどがあった。

また、公開草案では、貸出金の存続期間全体をカバーする予想損失モデルを提案しているが、コメントでは、これに代えて、存続期間よりも短い期間を採用し、その期間の予想損失を見積もるモデルを採用すべきとの意見もあった。短期の予想損失を見積もるモデルに対しては、全体の状況が把握できない、金融機関の貸出し意思決定(例えば、契約レート決定)は、全期間に対する評価を行なって決めているため、実態を示さないとのスタッフの指摘が示された。

##### (2) 当初予想損失の配分に関する代替案

当初予想損失をどのように配分するかに関する代替案として、次のものが示された。

- (a) 統合的実効金利: 将来の信用損失を織り込んだ予想キャッシュ・フローを用いる方法(公開草案の提案)

(b) 分離実効金利 (decoupled EIR) : 予想損失のみを分離して計算し、それを減損を勘案しない契約予想キャッシュ・フローと組み合わせて、予想損失を織り込んだ予想キャッシュ・フローを算出する方法。分離された予想損失の計算方法として、少なくとも年金法と定額法の2つがある。

(c) 予想損失全体を当初で認識 : 当初の予想損失額を最初の期に全額認識する方法 (初日の損失が生じる)。

また、当初に予想された予想損失がその後に変動した場合に、当該変動をどのように配分するかについても3つの方法があることが示された。

(a) 完全キャッチ・アップ法 : 予想損失の見積りの変更が生じた期に、その変動額すべてを認識する方法。

(b) 部分キャッチ・アップ法 : 予想損失の見積りの変更が契約当初に生じたと仮定し、当該変更額のうち、現時点までに経過した期間に対応する部分は、当期で損益として認識し、それ以外は、将来の残存期間にわたって償却する方法。

(c) 非キャッチ・アップ法 : 予想損失の見積りの変更が生じた期以降にわたって、当該変更額を償却する方法。

そのほか、金融機関の実務として、グッドブック (good book) とバッドブック (bad book) に分け、後者については、より細かく信用リスクを管理する手法があることも紹介された。

## 2. 金融商品 (ヘッジ会計)

今回は、ヘッジの有効性及びヘッジ対象 (部分ヘッジ) の2つについて議論が行われた。なお、今回暫定合意された事項はない。

### (1)ヘッジの有効性

2010年7月のIASB会議の議論を引き継いで議論が行なわれた。7月会議でボードメンバーから提起された疑問に答えた資料を中心に、報告企業が有するリスク管理方針に基づいてヘッジ会計の簡素化を図るため、ヘッジ関係を、複雑でないヘッジ関係と複雑なヘッジ関係の2つに分け、それぞれに異なるヘッジの有効性評価を行なうというスタッフからの提案が再度議論された。議論では、2つに分けて異なるヘッジの有効性評価を行なうことが簡素化になるのかといった点が指摘され、両者を区分せずに適用できる単一の有効性評価方法を目指すべきではないかといった意見が出された。

### (2)ヘッジ対象 (部分ヘッジ)

今回は、ヘッジ対象に関する議論の一環として、現存する項目 (例えば、確定約定又は負債証券) の一部を部分ヘッジのヘッジ対象とすることができるかどうかについて議論が行なわれた。ここでは、ある項目の「比例的な部分 (proportion) 」 (例えば、100万ドルの

確定約定の80%)をヘッジ対象とすることに加え、「ある部分 (portion or layer)」をヘッジ対象とすることができるかが議論された。ここでいう「ある部分」は、項目全体のうち、比例的な部分以外の構成要素と定義される。「ある部分」をヘッジ対象と考える方向性に対して大きな反対はなかった。

以 上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

\* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。